

(案)

府 消 委 第 号
令 和 8 年 月 日

内閣総理大臣
高市 早苗 あて

消費者委員会委員長
鹿野 菜穂子

答 申 書

令和8年7月17日付消食表第528号をもって諮問のあった、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、下記のとおり答申する。

記

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、諮問された改正案のとおりとすることが適当である。

令和 8 年 月 日

消費者委員会委員長
鹿野 菜穂子 殿

消費者委員会食品表示部会長
今村 知明

報 告 書

令和 8 年 7 月 17 日付消食表第 528 号をもって諮問のあった、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の一部改正について、食品表示部会において審議を行った結果、令和 8 年 8 月 日に別添のとおり答申を議決したので、報告する。